

# 平成31年度上半期 保育料金表

(円)

## ○ 教育認定

		1号認定（満3 - 5歳児）									
		ひとり親・障がい者以外の世帯					ひとり親・障がい者世帯				
		カウント	階層	第1子	第2子	第3子以降	カウント	階層	第1子	第2子	第3子以降
市町村 民税 所得 割 課 税 額	生活保護世帯・里親	(注2) 多子カウント年齢制限なし (生計を一にする子ども)	第1	0	0	0	(注3) 多子カウント年齢制限なし (生計を一にする子ども)	第1	0	0	0
	市町村民税非課税世帯		第2	2,300	0	0		第2	0	0	0
	市町村民税均等割のみ世帯		第2	2,300	0	0		第2	0	0	0
	1円以上 ~ 77,101円未満		第3	10,100	5,050	0		第3	3,000	0	0
	77,101円以上 ~ 211,201円未満		第4	17,400	8,700	0		第4	17,400	8,700	0
	211,201円以上 ~	第5	21,800	10,900	0	第5	21,800	10,900	0		

注1 同一世帯から2人以上の小学校3年生以下児童が小学校等を利用している場合、通っているお子さんの中で年齢が高い順に第1子と数え、第2子は半額、第3子以降は無料となります。

(小学校等とは…小学校の第1学年から第3学年までに在学又は保育所、幼稚園、認定こども園、小規模保育所・事業所内保育所（市の認可をうけたもの）、特別支援学校幼稚園、

情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用するもの)

注2 生計を一にしている子の年齢に係わらず、年齢が高い順に第1子と数え、第2子は半額、第3子以降は無料となります。

注3 生計を一にしている子の年齢に係わらず、年齢が高い順に第1子と数え、第2子以降は無料となります。

注4 利用料以外に、給食費や教材費など各園で徴収する費用が発生する場合があります。